

1 平成20年度決算における収入未済額の状況について（主なもの）

【一般会計分】

○ 市税収入	6,920,466 千円
主なもの	
市民税	3,195,133
固定資産税	2,839,028
軽自動車税	119,998
都市計画税	716,224
○ 保育料	579,727 千円
○ 市営住宅使用料	995,046 千円

【特別会計分】

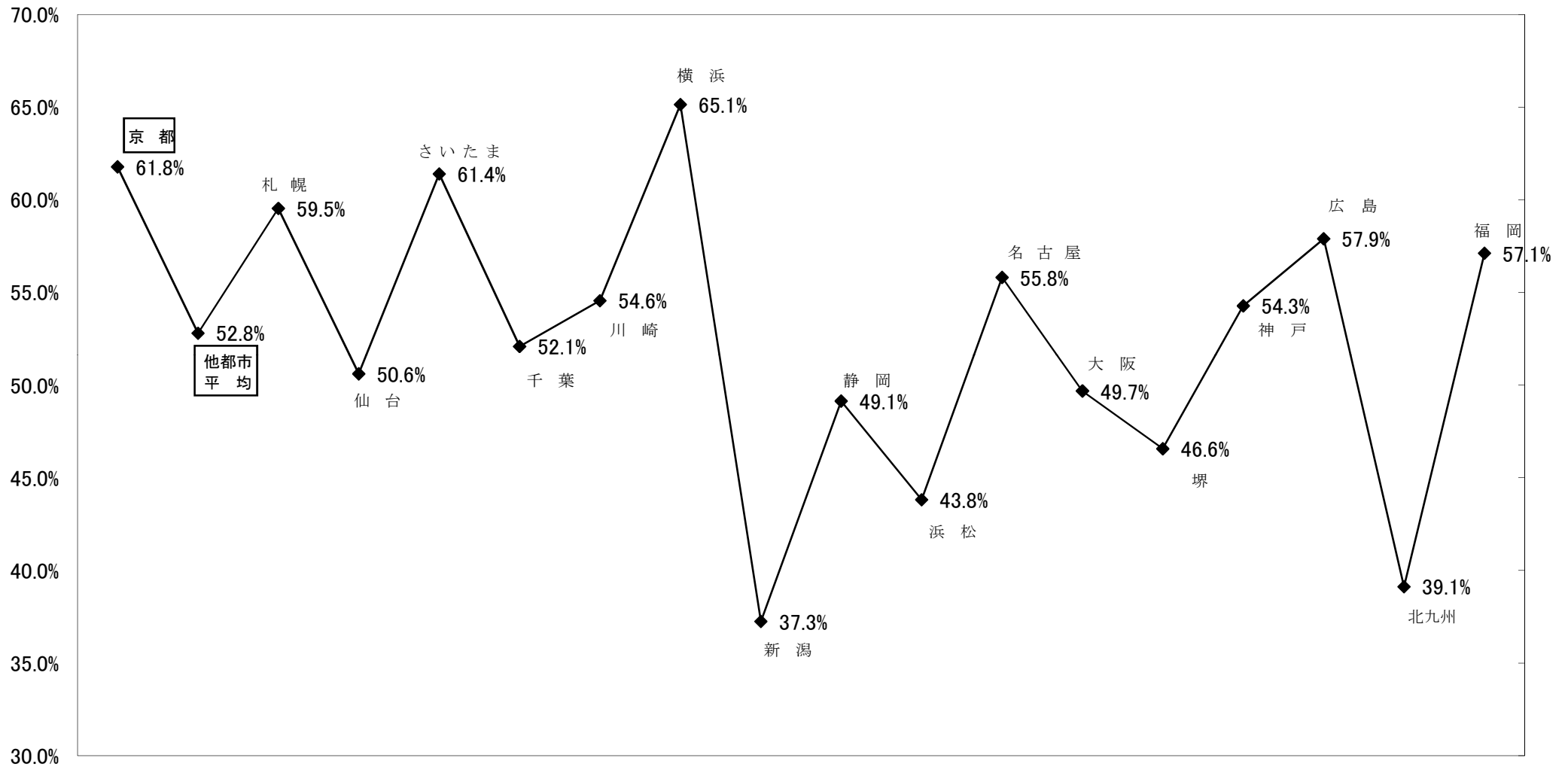
○ 国民健康保険料	6,460,555 千円
○ 介護保険料	731,159 千円
○ 後期高齢者医療保険料	140,892 千円

<参考>

○ 夏季・歳末特別生活資金貸付金	639,128 千円
○ 母子寡婦福祉資金貸付金	1,173,816 千円

2 小規模住宅用地(200㎡以下)の宅地に占める割合

◆ 小規模住宅用地の宅地に占める割合



◆ 小規模住宅用地(200㎡以下) ⇒ 固定資産税の課税標準 = 価格 × 1/6

◆ 200㎡を超える住宅用地 ⇒ 固定資産税の課税標準 = 価格 × 1/3 (小規模住宅用地を含めて、家屋の延床面積の10倍を限度)

3 個人市民税の軽減措置について

(1) 所得割の納税義務がない者を対象とした均等割税額の全部減免

低所得者の税負担の軽減を図るため、昭和26年に創設したもの

- 均等割・・・所得にかかわらず住民に広く負担を求めるもので、年額3,000円
- 所得割・・・所得に応じて負担を求めるもので、税率6%で計算

(適用例)

事例	地方税法の取扱い		本市の取扱い
65歳以上・年金のみ・配偶者有	年金収入211万円以下の場合、均等割が非課税	⇒	年金収入211万円超222万円以下（注1参照）の所得割が非課税となる者については、均等割を全部減免
若年・給与のみ・単身	給与収入100万円以下の場合、均等割及び所得割が非課税	⇒	同左
若年・給与のみ・配偶者有	給与収入156万円以下の場合、均等割が非課税	⇒	給与収入156万円超170万円以下（注1参照）の所得割が非課税となる者については、均等割を全部減免

（注1）上記の収入金額を上回る場合であっても、税額の算出過程において各種の所得控除が行われるため、結果として所得割の納税義務が発生せず、減免が適用される場合がある。

(2) 65歳以上の者に対する減免（総所得金額等135万円以下の者を対象とした税額の5/10減免）

通常、高齢者は、他の一般の納税義務者に比較して、所得の稼得や担税力の面から不利であると考えられるため、昭和26年に創設したもの

(適用例)

事例	地方税法の取扱い		本市の取扱い
65歳以上・年金のみ・単身	・ 年金収入155万円以下の場合、均等割及び所得割が非課税 ※ 65歳以上の者に対する非課税措置等の廃止前（平成17年度）は、年金収入266万円以下の場合に均等割及び所得割が非課税	⇒	年金収入155万円超255万円以下の場合に本減免が適用

(3) 少額所得者減免（総所得金額等40万円以下の者を対象とした均等割額の5/10、所得割額の3/10減免）

低所得者の税負担の軽減を図るため、昭和26年に創設したもの

(適用例)

事例	地方税法の取扱い		本市の取扱い
給与のみ・単身 （注2参照）	給与収入100万円以下の場合、均等割及び所得割が非課税	⇒	給与収入100万円超105万円以下の場合（注3参照）に本減免が適用

（注2）単身とは、控除対象配偶者や扶養親族を有しない者をいう。

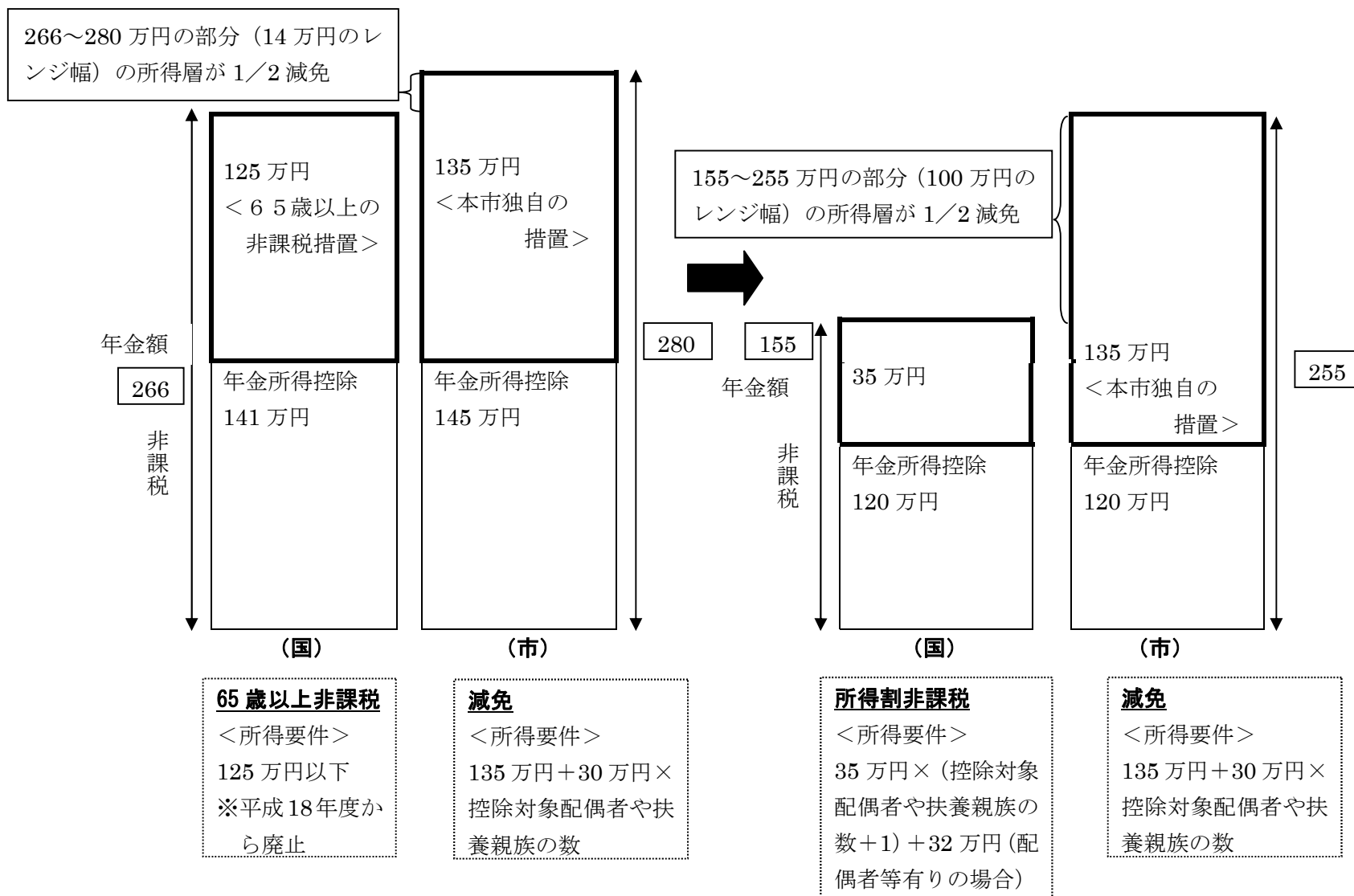
（注3）少額所得者減免が適用されるのは、単身で所得金額が当該水準にある者のみ（控除対象配偶者や扶養親族を有する場合は、地方税法上の非課税に該当することとなり、本減免の適用対象とならない。）

65歳以上の者（年金のみ・単身）に対する非課税措置の廃止の影響図（収入ベース）

【平成17年度】

【平成18年度】

(単位：万円)



65歳以上の者（年金のみ・配偶者有）に対する非課税措置の廃止の影響図（収入ベース）

（単位：万円）

【平成17年度】

【平成18年度】

